

## 事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	3	若年者の雇用の安定・促進を図ること

## 1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>①現状分析 定職に就かず、アルバイトやパートにより不安定な就労を繰り返す、いわゆるフリーターは、平成16年には約214万人と、学校にも行かず働かない若年無業者、いわゆるニートについては平成16年に64万人と増加傾向にある。</p> <p>②問題点 厚生労働省では、若者の働く意欲、自身の向上を図るための総合的な取組「若者人間力強化プロジェクト」を推進し、社会参加と自立の促進を図ることとしているが、人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いと考えられる。</p> <p>③問題分析 内閣府が実施した「若年無業者に関する調査（中間報告）」（2005年）によれば、就職希望を表明しながら求職活動を行っていない「非求職型」について、求職活動をしていない理由のうち、「病気・けがのため」と答える人が急増しており、一つの原因として注目される。 （参考） ・求職活動をしていない理由で「病気・けがのため」と答えた者の人口 1992年6.4万人 → 2002年10.4万人</p> <p>④事業の必要性 以上のように、若年者の雇用問題の要因の中には、就職を希望しながら、その実現に向け心理面を含めた多様な悩み、課題を有する若者が多く存在することが推定され、課題を有する若者を対象に、それぞれの課題に応じた個別的、専門的サービス等を提供することが必要である。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>①現状分析 フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少し、平成20年には170万人となるなど改善傾向が続いている。これは、平成20年夏頃までの景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、フリーター常用雇用化プランをはじめとする各種施策の成果があらわれたことによると考えられる。しかしながら、平成20年度後半からの深刻な経済危機の下、雇用失業情勢は急速に悪化し、新規学卒者も含め若年者の就職環境が厳しくなるおそれがある。</p> <p>②問題点 25歳から34歳までのフリーター（年長フリーター）はいまだ多い状況にあり、また、就職活動の時期がいわゆる就職氷河期に当たり正社員になれなかった若者が30代</p>

(整理番号12)

後半を迎える状況となっており、こうした者の中には、心理面での多様な悩み、課題を有するために、就職に向けた具体的な行動を踏み出せない者が少なくないと考えられる。

③問題分析

円滑な就職活動を支援するためには、不安定な就労を繰り返す中で生まれた挫折感、面接等就職活動上の対人関係に係る不安、就職後の職場の人間関係に係る不安等の解消に向け、専門家による支援を行うことが重要である。

④事業の必要性

以上のように、課題を有する若者を対象に、それぞれの課題に応じた個別的、専門的サービス等を提供することが必要である。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1) フリーター数(単位:万人)	214	201	187	181	170
(調査名・資料出所、備考) 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」					

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体: 国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他( )

(2) 事業の内容(概要)

就職を希望しながら、その実現に向け心理面を含めた多様な悩み、課題を有する若者を対象に、全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材を活用し、常時カウンセリングサービスを提供できる体制を整備する。これにより、離職時等に生まれた挫折感の解消、対人関係等に係る不安等の解消を図る。

(3) 予算

一般会計・年金特会	労働保険特会	その他( )			
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	474	373	324	141	0
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
・相談件数	
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1) 就職に結びつく具体的な行動を起こす者の割合(80%以上/毎年度)	- 【 %】	- 【 %】	65.6 【 82%】	83.4 【104%】	75.2 【 94%】
(調査名・資料出所、備考) ・資料出所: 職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。					
アウトプット指標					

(達成水準／達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 本事業により実施される相談件数の合計数(件) (26,000件以上／平成20年度)	【 %】 -	【 %】 -	【 92%】 24,734	【125%】 32,431	【133%】 34,615
(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。					

## 5. 事前評価の概要

必要性の評価	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由)	若年者雇用問題は、若者自身のキャリア形成はもとより、わが国産業・経済活動に重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化などによって、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねず、国が実施する必要がある。
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由)	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、また、公共職業安定所が行っている職業紹介業務と一体的に行うことが効率的かつ効果的であることから、国が対応することが必要である。
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
(理由)	臨床心理士等専門の人材への委嘱により実施することとしている。
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(理由)	フリーターやニートが増加傾向にある中であって、緊急に対応することが必要である。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(骨太方針 2005)」(平成17年6月21日閣議決定)においても、「若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、…地域の相談体制充実等によるニート対策の強化…」など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する。」とされたところであり、いわゆるニート層を含む若者に対して、総合的・継続的な自立支援を行うため、地域レベルにおいて、専門の人材による心理面の支援や、精神保健福祉機関、学校等関係機関が緊密なネットワークを構築することが求められており、その一翼を担う立場から、職業安定機関としても体制を整備する必要があり、その緊要性は高い。
有効性の評価	
政策効果が発現する経路	心理面の支援を含めた専門的相談体制の整備 → 就職の実現に向け心理面の支援が重要な課題と考えられる若者への心理支援 → 若者の不安解消 → 積極的な就職活動による就職の実現
これまで達成された効果、今後見込まれる効果	地域レベルにおいて構築される若者に対する総合的・継続的な自立支援を行うためのネットワークに、職業安定機関という立場からその一翼を担うことにより、若者の社会的自立、職業的自立を、効果的かつ効率的に促進することができると見込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項	特になし。

<p>効率性の評価</p> <p>手段の適正性</p> <p>二ト層を含む若者に対する総合的・継続的な自立支援を行うためのネットワークに、職業安定機関という立場からその一翼を担い、就職を希望しながら、その実現に向け心理面を含めた多様な悩み、課題を有する若者を対象に、それぞれの課題に応じた個別的、専門的サービス等を提供することは、若者の職業的自立を促すことができるための手段として適正である。</p>
<p>費用と効果の関係に関する評価</p> <p>ハローワークの有する職業相談・職業紹介のノウハウや地域における職業安定機関としての位置づけを最大限有効に活用して実施するものであり、費用的にも効率的である。</p>

## 6. 事後評価の内容

## (1) 有効性の評価

<p>政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）</p> <p>&lt;投入&gt; 心理面の支援を含めた専門的相談体制の整備</p> <p>↓</p> <p>&lt;活動&gt; 就職の実現に向け心理面の支援が重要な課題と考えられる若者への心理支援</p> <p>↓</p> <p>&lt;結果&gt; 若者の不安解消</p> <p>↓</p> <p>&lt;成果&gt; 積極的な就職活動による就職の実現</p>
<p>有効性の評価</p> <p>就職における様々な不安・悩みを抱えた若者に対して、臨床心理等の専門的人材を活用して心理支援を行うことにより、若者の就職における様々な不安・悩みが解消され、約8割の若者が就職に結びつく具体的な行動を起こすことができたことから、手段として有効であると評価できる。</p> <p>このことから、職業安定機関という立場から若者に対する職業的自立を促すことに有効であったと評価でき、さらには、フリーターの増大を防ぐことができた要因の一つとも言えることから、フリーター等に対する就職支援策としても有効であると評価できる。</p>
<p>事後評価において特に留意が必要な事項</p> <p>なし</p>

## (2) 効率性の評価

<p>効率性の評価</p> <p>職業安定機関の窓口を訪れる若年求職者のうち、就職の実現に向け心理面の支援が必要であると考えられる者や、関係機関による支援ネットワークを通じ、就職の意思が明確化し、一定の準備が整ったとして、他機関から連絡があった者に対し、臨床心理士等専門的人材の活用による心理支援を優先的に行うなど、効率的な運用を行っているところである。</p> <p>また、相談件数が毎年増加しているなかで、年々予算を縮減しながらも対応していることから、効率的な運用がなされているものと評価できる。</p>
<p>事後評価において特に留意が必要な事項</p> <p>なし</p>

## (3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

<p>雇用失業情勢の悪化に伴い失業者が増加する中、ハローワークの利用者層には、若者に限らず就職の実現に向け心理面の支援が必要な層がいるものと考えられることから、</p>
--

若者に限定している現在の事業の在り方を検証する必要がある。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、若年層に限定した事業としては廃止し、年齢を限定しない形での専門的人材の活用によるカウンセリングサービスによる対応を検討する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

- (1) 有  無   
(2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有  無   
(2) 具体的内容

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に人間力の強化として、「若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化…など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する」ことが盛り込まれている。

「経済財政運営の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「今後3年間で、①若者について、ジョブ・カードの整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、(略)を目指す」ことが盛り込まれている。

③審議会の指摘

- (1) 有  無   
(2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有  無   
(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有  無   
(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有  無   
(2) 具体的内容

⑦その他